

常任委員会の審査から

各委員会における、主な
質疑・討論について

文教福祉常任委員会

議案第82号 南相馬市老人福祉センター設置条例の一部を改正する条例制定について

質疑 小高老人福祉センターに、シルバー人材センターが同居していることについて伺う。

答弁 現在、小高老人福祉センターには、シルバー人材センター・社会福祉協議会・包括支援センターの三事務所が同居している。ここでは、募集要項を規定し、主に老人クラブの会合の使用がほとんどであり、減免規定を適用しながら継続して使用している。

原案の通り可決。
議案第104号 平成19年度南相馬市介護保険特別会計補正予算について

質疑 剰余金が出た理由について伺う。

答弁 制度の改正により、

概ね20人前後の方が要介護から要支援にかわったためである。

質疑 介護から支援に変わり、サービスの度合いと受けられるメニューが少なくなると、負担増にならないか伺う。

答弁 介護の形が、支援という考え方になったのは、その人が自立できるような形の援助にした方がよいということと、自分で出来ることは自分でする内容に変換したものである。このことを進めることとが介護保険制度の方向であり、自立できるプログラムを立ててあげることが重点に、将来的な介護給付の負担を招かないよう考えている。

議案第103号 平成19年度一般会計補正予算について

質疑 ごみ収集体制の業務委託については、今後も二社体制で委託するのか伺う。

答弁 今後も二社体制で実施する。

質疑 塵芥処理費について、焼却炉の修繕工事により、現施設が今後どのくらい使用可能か伺う。

答弁 工事内容は、炉内の耐火物の補修で、乾燥ストロカロストール交換や主灰出しコンベアの駆動部の修繕である。これは今後、何年延命化するかでなく、炉内の維持等の修繕である。

質疑 幼稚園の園長化による人件費の増について伺う。

答弁 小高区の幼稚園の専任園長化に伴って、嘱託職員の人事異動が発生した。鹿島区においては、当初予算による正職員の配置が4名減少し、上真野幼稚園で一クラス増となったことから、嘱託職員を5名配置したことによる賃金の増額である。幼稚園職員と嘱託職員の割合は、正職員59・6%で34名、嘱託職員は40・4%で23名である。

本案は原案の通り可決。
議案第84号 南相馬市中心身障がい児就学指導審議会条例及び南相馬市交通遺児激励金支給条例一部改正する条例制定については、原案の通り可決すべきであると決しました。

請願第1号 菅浜ニュースポーツ広場パークゴルフ場施設の充実について

討論 3月定例議会から半年が経過しており、施設の実態調査も実施した。原町区はパークゴルフの愛好者も多く施設の充実をはかるべきとの意見、一方では、菅浜ニュースポーツ広場の利用形態については、営林局から払い下げの時点では、教育文化施設とすることで払い下げしており、

使用目的が合致しないこともあり、あくまでも仮の利用指定ということで進んできたとの意見。更に土地利用計画も策定中であり、永久的な施設は認められないことから不採択との意見も出され、採決の結果、本件は不採択と決した。

請願第7号 後期高齢者医療制度に関する意見書の提出については、請願内容の意見が妥当であるとの意見から、本請願は採択すべきであると決しました。



▲クリーンセンター原町



▲浦尻貝塚現地調査（開会中の委員会審査にて）

総務常任委員会

議案第80号 南相馬市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例制定について

質問 条例の改正が日本全国で行われているのか何う。

答弁 県内13市中、改正済みは伊達市のみで、12月の議会を定めているのは須賀川市、検討中の相馬市を除く10市については、9月議会に提出する予定となっている。

質問 条例改正による市の影響について何う。

答弁 市長の資産等報告書の中には、郵便貯金、金銭信託について該当しているものは無いので、特に報告等に係る影響はない。

審査の結果、原案の通り可決。
議案第81号 南相馬市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

質問 公務員給与が高すぎるということで、引き下げていくことになるのか何う。

答弁 公務員の給与水準は地域の民間賃金に比較して高いのではないかと、公務員は勤務実績に関係なく年功的に昇

給していくことなど、民間企業の実態と乖離しているのではというようなことがある。今回公務員給与について、地域の状況、相場賃金が反映されるための地域間の配分の見直しを行い、年功的な給与上昇の抑制と、職責に応じた給料構造への転換を図ることである。

質問 地域間格差を拡大することに繋がっていくのではないか何う。

答弁 今回の制度改正については、北海道、東北地方の給与水準を調査すると、平均で48%ほど下がっているという部分があり、それにスライドするような形で、今回の地域給与改革に伴う給与水準についても平均48%が引き下げとなる。東京都の高い水準のところは、地域手当て調整していくという考え方である。

質問 人事評価の現実的な運用について何う。

答弁 基本的に評価の高い者がいればいほど昇給に要する額が多くなっているのは、新しい制度を導入した

意味がない。総枠は決まっている、全体的な組織の中のA評価については5%が上限で、Bランクは20%、一般職の基準が上限値という目安を持つている。管理職は、A評価10%、B評価30%、当然管理職ですからそれ位の評価があつてしかるべきである。

質問 人件費を抑制する大前提があるわけで、何時の時点で抑制の効果が出てくるのか何う。

答弁 平成20年4月1日で平均48%下がり、特に中高齢は、7%下がる。一旦新給料表に切り替えになると新旧の差がでてくるが、新給与の中でも毎年昇給していくので、現時点の部分に何年か後には追いつくことになる。それまでの間、差額について現給保障で給与を差額支給する。追いつく期間は、中高齢は7%下がるので、場合によっては10年位かかる方もいるし、中間の年齢は、5年位で追いつく方もいる。

質問 新給与への切り替えによる生涯賃金について何う。

答弁 一般行政職ベースで、1千59万4千円の削減となり、大卒の場合の生涯賃金については、1千532万円ほど

減となる。

討論

今経済競争原理で、どんな構造改革を進めていくが、格差を生み出すだけでなく、働いている人たちの可処分所得が減っているというのが現状で、それが経済の足を引っ張っている。特に公務員労働者の給与引き下げは、民間の引き下げを促すという、限りなく地域の経済状況、パイを小さくしていくことに繋がっていくため、本件に反対するとの意見。今回の改正では給与月額で48%引き下げとなり、人事評価制度導入は初めての試みでもあり、いろいろ不安視する声もあるが、市民サービスの向上と職員資質の向上に寄与するという大前提のもので、より能率的な人事管理、給与システムの構築に努め、効率的な業務遂行と職員の適正管理が行われると思われ賛成との意見があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決。

質問 地方交付税について、来年以降の見直しについて何う。

答弁 正確なことは申し上げられないが、今まで個別に

詳細な計算をしていたものが、新型交付税ということによって人口や面積で一括して来る。南相馬市に大きくプラスにはならない厳しい方向に働くと思われる。その上で、概算要求では42%のマイナスということで、国全体で行政経費を圧縮しており、地方の歳出を抑制しようとしている流れは、今後とも続くものと覚悟しなければならぬと思われる。

質問 職員給与費の退職手当の6億円ルールについて何う。

答弁 退職手当で4億1千395万4千円が、平成19年度の退職金になり、今後10年間程度の退職者の見込みを立てた場合、年平均6億円位の退職金がかかる。審査の結果、原案の通り可決。



▲災害状況視察（北海老地区）